

手話言語の国際デー・宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例 制定 10 周年記念イベント実施要領（案）

1 目的

宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例を平成 28 年に制定し、令和 7 年度で 10 年を迎えます。宍粟市では、手話や聴覚に障がいのある人に関わる施策を、継続的に実施しています。

9 月 23 日は、「手話言語の国際デー」です。国連総会の決議文では手話言語が音声言語と対等であることを認め、聴覚に障がいのある人の人権が保障されるよう社会全体で手話言語について意識を高める手段を講じることを促進することとされています。

この「手話言語の国際デー」に併せ、手話言語を周知し、聴覚に障がいのある人への理解を深めてもらうため、手話言語条例制定 10 周年記念イベントを開催します。

2 テーマ 「手話は言語」

3 実施場所・日時

日時：令和 7 年 9 月 23 日（火・祝）13 時～16 時 30 分

場所：宍粟防災センター 5 階ホール

住所：宍粟市山崎町鹿沢 65 番地 3

電話：0790-63-2000

4 実施内容

① オープニング（和太鼓演奏）

13 時 10 分～13 時 30 分

② 公募グループ（個人可）による手話を使った発表

13 時 30 分～14 時 30 分

③ 手話パフォーマンス（調整中）

14 時 45 分～16 時 15 分

④ 市歌（来場者全員で歌詞の手話に挑戦）

16 時 15 分～16 時 30 分

5 共催 宍粟市、宍粟ろうあ協会、宍粟手話サークル連絡会